様式第31（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス

事業者名

法人番号

１　自らが最終利用者に提供する回線数

回線数（電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数を除く。）	
参考事項	

２　一次ＭＶＮＯに提供する回線数

事業者名	法人番号	⑴　回線数	⑵　⑴のうち、電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数	⑶　⑴の回線数から⑵の回線数を差し引いた回線数
合計				
参考事項				

注１　この様式において、一次ＭＶＮＯとは、自らの電気通信設備と接続し、又は自らが提供する卸電気通信役務を利用して仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者をいう。

２　継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

３　ローミングサービス（この様式において、他の電気通信事業者が提供する携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスの利用者に対し、当該他の電気通信事業者との提携により、当該他の電気通信事業者の業務区域以外の区域において提供する携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスをいう。）の回線数を自らの回線数に含めないこと。

４　他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の６の９第１項第１号ヘに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

［新設］